

【開催】
11月6日(水)
ご 6:30~8:00
受講料無料

消費税の価格転嫁、価格表示の問題はこれで解決！

中小企業者向け 「消費税転嫁対策講習会」のご案内

消費税は取引の各段階で価格に転嫁されて、最終的には消費者が負担する仕組みですが、取引先との力関係などによって転嫁ができないと、事業者の経営に大きな影響を及ぼします。

消費税は現行の5%から、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げられることが決まりました。この税率引き上げに際し、円滑かつ適正な転嫁ができるように作られた法律が「転嫁対策特別措置法」です。

当講習会では、企業の経営者や担当者を対象に、転嫁対策特別措置法およびガイドラインの中身を詳しくわかりやすくご説明します。みなさまお誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

- 会場 **ふれあいキューブ5F**
春日部市南1-1-7 東部地域振興ふれあい拠点施設5F
- 内容
 - 消費税のココが変わる！
 - 消費税転嫁拒否対策
 - 事業者を守る新しいルールです！
 - 消費税ってどんな税？

※テキストは中小企業庁が作成したテキストを無料でご提供します

■持参頂くもの **筆記用具**

定員 15名 (定員になり次第締め切ります)

主催：認定支援機関 中央ビジネス研究所株式会社
〒344-0064 春日部市南1-1-7 東部地域振興ふれあい拠点施設 5F
ホームページ www.chuobiz.com 担当：小沢 (携帯電話：080-3914-1872)

【講師】

中小企業診断士 小沢 智樹

企業のさまざまなお悩みに、専門知識と実績でお応えします。

- 販路開拓
- 営業強化
- 事業承継
- 海外進出
- 経営革新
- 資金調達
- 業務効率化・コスト削減
- 各種補助金のご案内と申請支援



この講習会は、独立行政法人中小企業基盤整備機構 委託事業「消費税転嫁対策に関する研修会等実施事業」として実施します。

「消費税転嫁対策講習会 in ふれあいキューブ」(11月6日開催) 受講申込書

ウェブ(申込みフォーム) https://www.tkc.jp/ict/kousyu_kanri/UserOrder/Order/SeminarDetail.aspx?SeminarId=129

または メール info@chuobiz.com FAX.048-733-3800 平成25年 月 日

会社名		〒 -	ご住所
(ふりがな)			
お名前		部署	
役職		メール	
TEL	()		
通信欄			

(FAXは切り取らずに、タイトルシートなしでそのままお送りください)